

様式第16号(第12条関係)



令和4年 4月28日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市山本町辻333番地 1  
団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
代表者氏名 理事長 白川 良三  
電話番号 0875-63-1501

地域内分権推進交付金実績報告書

令和3年 4月23日付け三政地第157号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 9,524,493円
- 2 添付書類
- (1) 事業報告書
  - (2) 決算監査報告書
  - (3) 財産目録
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 収支計算書
  - (6) 全役員名簿
  - (7) 事業年度末の定款又は規約
  - (8) その他市長が必要と認める書類

令和3年度事業報告書  
(令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日)

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

1. 事業の成果

(1) 全体評価

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策と事業活動のバランスを取りながら1年間を過ごすこととなった。

幼稚園農園活動など感染予防対策を行いながらの対外活動は、その時の状況により、相談をしながら活動内容を調整した。また、新規事業として、住民からの声に耳を傾けることによって実現した山本どんど焼きの開催や、コロナ後の活動を見据えた地域イベント応援活動など、今後につながる活動を実施できた。

来年度も、感染予防対策を適切に実施しながら、屋外活動を中心とした事業を展開することとなるだろうが、住民のために「何が出来るのか、何をすればよいのか」を常に問いかけながら、持続可能な活動を目指していきたい。

(2) 重点事業の成果

①自主防災会支援事業

実施できなかった防災訓練に代わり、冊子「地震防災」を啓発物として各自治会長に配布した他、市内に3カ所ある土のう作成場所に土のうの作り方ポスターを掲示し、作成補助用具がない2カ所に補助用具「どの太郎」を設置した。また、昨年に引き続き、危機管理課による防災講演と意見交換を実施し、今後の連携を再確認した。

②魅力あふれる地域づくり事業

屋外活動がメインの事業を中心に実施した。まち町ファームでは、耕作放棄地利用活動として推進隊山本会員による新たな農園活動をスタートさせた。また、地域イベント応援活動では、今後の活動に向けた準備としてボン菓子の試験製造を行った。山本どんど焼きの開催では、約300名という予想以上の参加者が集まり、今後の事業継続に確かな手ごたえを掴むことができた。

③魅力発信事業

随時、予定を変更しながら事業を実施した。竹林クラブは、人を呼び込むための活動に向け、看板の設置や好評だったタケノコ掘りのための整備を進めつつ、昨年度延期した住民参加イベント「竹林であそぼう!」を開催することができた。また、やまもとICTサークルは、小学校のクラブ活動が中止となったが、「ロボットを動かそう」イベントが実施できたことで、次年度の活動につなげることができた。

(3) 移譲業務他

電話での問い合わせや住民からの要望にも適切に対応することができた。また、自治会、地区衛生の事務局としても臨機応変に対応し、全般的には、つつがなく移譲業務を執行できた。

事業報告書

(1)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（天神山ふれあいの森遊歩道整備）			
事業内容	財田西老人会、財田西有志、まちづくり推進隊会員で天神山遊歩道の整備を行った後に梅林の草刈りも行った。2月はコロナウイルス対策のため中止した。			
日時	7/17（土） 11/20（土）			
実施場所	天神山ふれあいの森（遊歩道）			
参加者・受益者	山本町住民（延人数 38人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 2人） （※延人数 40人）			
決算額	収入額	49,804円	支出額	49,804円
	内訳 受取交付金	49,804円	内訳 食糧費	4,860円
			保険料	1,164円
			消耗品費	43,780円
		（予算額 88,000円）		

(2)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業 （耕作放棄地利用活動「まち町ファーム」）			
事業内容	個人に土地を貸す形態を止め、参加者全員で作物を栽培し、できた作物は参加者で配分する農園を年間利用料金 5000 円で開園・募集した。（5,000 円×9 名）じゃがいも・玉ねぎ収穫祭を 1 日 3 回に分けて開催した。大人 500 円×15 名、子ども 200 円×9 名が参加した。（当日追加袋 100 円×6 袋販売した。） さつまいも収穫祭を 1 時間ずつの入れ替え制で実施した。大人 23 名子供 9 名が参加した。（500 円×32 名 当日袋代 300 円×3）			
実施日時	4/10草刈り、4/27マルチ張り、5/18サツマイモ・落花生苗植え、6/5収穫祭準備、6/6じゃがいも・玉ねぎ収穫祭、6/20草刈り・支柱立て 6/26草刈り・マルチ剥がし 7/18つる返し 8/8草刈り 9/19草刈り10/3収穫祭準備、10/10さつまいも収穫祭 10/17落花生収穫 10/23肥料まき、10/24マルチかけ、11/14整備、11/20玉ねぎ植付け、12/19草取り、1/30玉ねぎ草取り・肥料まき、2/27じゃがいも植付け 3/20玉ねぎ草取り他			
実施場所	細川農園内まち町ファーム			
参加者・受益者	山本町住民他（延人数 41人）			
役務提供者	会員、事務局、地域おこし協力隊（延人数 142人）			
決算額	収入額	133,008円	支出額	133,008円
	内訳 受取交付金	61,208円	内訳 消耗品費	75,348円
	受取負担金	71,800円	印刷製本費	22,000円
			保険料	2,370円
			食糧費	7,290円
			地代	20,000円
			賃借料	6,000円
	（予算額 85,000円）			

(3)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（地域イベント応援活動）			
事業内容	本年は機械を借り、ポン菓子テスト製造を行った。出来上がったポン菓子は、子どもたちの販売体験の材料として、「田んぼっこ祭り」に提供し、売上金の一部を負担していただいた。			
実施日時	10/16（土） パットライスの試作			
実施場所	山本町公民館大野分館			
参加者・受益者	山本町住民他（延人数 7人）			
役務提供者	会員、事務局（実人数 7人）			
決算額	収入額	2,318円	支出額	2,318円
	内訳 受取交付金	418円	内訳 消耗品費	2,318円
	受取負担金	1,900円		
	（予算額 8,000円）			

(4)

事業名	健全育成事業（竹細工教室）			
事業内容	今年度も、小学校の子どもたちを対象に、「竹細工教室」を開催する予定が、コロナウイルス対策のため中止になった。			
実施日時	夏休み期間（7月）			
実施場所	生涯学習センタークラフト工房			
参加者・受益者	山本小学校の児童・PTA（延人数 人）			
役務提供者	会員、事務局（実人数 人） （※延人数 人）			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	円	内訳 消耗品費	円
	（予算額 40,000円）			

(5)

事業名	健全育成事業（山本幼稚園の農園運営協力活動）			
事業内容	令和2年度より開設された山本幼稚園の敷地内の農園の整備、苗植え（補助）を行った。			
実施日時	4/26 農園整備 4/27 苗植え付け 6/22作物手入れ 7/29整備 9/7整備 12/20レタス植付け・ほうれん草種まき			
実施場所	山本幼稚園の農園			
参加者・受益者	山本幼稚園児（延人数 71人）			
役務提供者	会員、事務局（実人数 6人） （※延人数 97人）			
決算額	収入額	39,565円	支出額	39,565円
	内訳 受取交付金	39,565円	内訳 消耗品費	39,565円
	（予算額 45,000円）			

(6)

事業名	里山整備事業（ぼだい山登山道の整備）			
事業内容	「ぼだい山里山愛好会」が中心となり、定期的に登山しながら、整備をしている。毎年2月に実施している合同整備登山がコロナウイルス対策のため4月に延期になった。			
実施日時	7月2・3・4・5日 11月12日 2月2・3日			
実施場所	山本町辻地区ぼだい登山道周辺			
参加者・受益者	山本町ぼだい山里山愛好会・辻地区社会福祉協議会 (延人数 17人)			
役務提供者	会員、事務局 (実人数 17人) (※延人数 17人)			
決算額	収入額	20,518円	支出額	20,518円
	内訳 受取交付金	20,518円	内訳 消耗品費	18,598円
			食糧費	1,920円
	(予算額 25,000円)			

(7)

事業名	里山整備事業（立石山登山道の整備）			
事業内容	平成25年度からの継続事業であり、登山道の急峻で危険な箇所やすべりやすい箇所にステップや手摺ロープを設置し、草刈りや落葉掻をした。			
実施日時	11月21日（日）			
実施場所	山本町神田地区立石山登山道			
参加者・受益者	山本町民・登山愛好家 (延人数 30人)			
役務提供者	会員、事務局 (実人数 4人) (※延人数 34人)			
決算額	収入額	22,584円	支出額	22,584円
	内訳 受取交付金	22,584円	内訳 消耗品費	17,724円
			食糧費	4,860円
	(予算額 40,000円)			

(8)

事業名	里山整備事業（知行地山登山道整備）			
事業内容	公民館が企画し、知行地山をパワースポットとして活用し、地域住民や学校行事の一環として取り入れて貰うための支援活動を計画したが、コロナウイルス対策のため中止になった。			
実施日時				
実施場所	知行地山周辺			
参加者・受益者	山本町民・登山愛好家			
役務提供者	交流部会会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 人)			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	円	内訳 消耗品費	円
	(予算額 0円)			

(9)

事業名	広報事業（山本町暮らしの情報）			
事業内容	保育所、幼稚園、小・中学校、山本町公民館、各分館等の山本町内の行事・ごみ収集日など、身近な情報をカレンダーで把握できるようにし、住民に周知することを目的に作成した。			
実施日時	4/23、5/25、6/25、7/26、8/25、9/24、10/25、11/24、12/22、1/26、2/22、3/25			
実施場所	事務所、山本支所会議室			
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）			
役務提供者	交流部会会員、事務局（実人数 5人） （※延人数 57人）			
決算額	収入額	76,560円	支出額	76,560円
	内訳 受取交付金	76,560円	内訳 消耗品費	76,560円
	（予算額 84,000円）			

(10)

事業名	広報事業（広報紙の発行）			
事業内容	まちづくり推進隊山本の活動内容・まちづくりの考え方等を町民に周知する目的で第15・16号を発行した。			
実施日時	6/14・23打合せ 7月1日発行 11/24打合せ 令和4年1月1日発行			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）			
役務提供者	交流部会会員、事務局（実人数 5人） （※延人数 13人）			
決算額	収入額	182,600円	支出額	182,600円
	内訳 受取交付金	182,600円	内訳 印刷製本費	182,600円
	（予算額 220,000円）			

(11)

事業名	魅力発信事業（山本町を考える交流会）			
事業内容	参加者を増やし、交流の輪を広げていく目的で「栗ひろいをしよう！」を開催した。栗が早く落ちているので25日を19日に変更した。新型コロナウイルス対策として、一般への募集は中止し、会員のみの案内とした。（500円×3名） 11月23日（祝）「みかんちぎりを体験しよう」を開催した。大人8名、子供7名が参加した。（500円×15名）			
実施日時	8月26日（木）栗ひろい準備 9月19日（日）13：00～ 11月14日（日）みかん畑で準備 11月23（祝）9：00～			
実施場所	近藤雅春さん所有地・細川さん所有のみかん畑			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 18人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 8人） （※延人数 45人）			
決算額	収入額	30,606円	支出額	30,606円
	内訳 受取交付金	21,606円	内訳 消耗品費	3,276円
	受取負担金	9,000円	印刷製本費	16,900円
			保険料	2,000円
			食糧費	2,430円
	（予算 50,000円）		諸謝金	6,000円

(12)

事業名	魅力発信事業（やまもとICTサークル）			
事業内容	夏休み親子プログラミング講座「ロボットを動かそう」チラシ作成し、全戸配布した。8月22日に予定していたが、新型コロナウイルス対策のため延期した。 12月12日（日）に「ロボットを動かそう」を開催し、4組（大人4名、子供8名）が参加した。（500円×4組）			
実施日時	12月12日（日） 会合 7月3日（土）・8月10日（火）・10月7日（木） 2月28日（月）			
実施場所	山本庁舎2階会議室			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 12人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 7人） （※延人数 35人）			
決算額	収入額	15,850円	支出額	15,850円
	内訳 受取交付金	13,850円	内訳 通信運搬費	1,150円
	受取負担金	2,000円	印刷製本費	14,700円
	（予算 105,000円）			

(13)

事業名	魅力発信事業（竹林クラブ）			
事業内容	3年目に入るこの活動で整備も整い始め、「タケノコ掘りませんか？」を企画した。1日10名定員で、4/10・17・24日と3日間にかけて、四国新聞紙面などで参加者を募集した。大人1000円×19人、子供500円×7人が（3日間合計）参加した。 12月11日（土）講師に、水沼佑太氏を招き、「竹林であそぼー」を開催した。6組（大人6名 子供10名）が参加した（300円×6名 100円×10名）。			
実施日時	4/1整備・花菖蒲植え 4/8 タケノコ掘り準備 4/10タケノコ掘り 4/12整備 4/18 タケノコ掘り 4/22整備 4/24 タケノコ掘り 4/26 花菖蒲の草取り 5/6 テント補修 5/14 草刈り 5/28 整備 6/10 畑草刈り 6/24猪被害の為ネット二重にする 7/15・22草刈り 8/5テント補修 9/9草刈り 9/16草刈り 10/14・28整備 11/8・25整備 12/19予行 12/11竹林遊び体験 12/23整備 1/13・27整備 2/17・24整備 3/10・24整備			
実施場所	神田地区 岩倉氏所有の竹林			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 42人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 10人） （※延人数 230人）			
決算額	収入額	152,330円	支出額	152,330円
	内訳 受取交付金	127,030円	内訳 消耗品費	83,040円
	受取負担金	25,300円	諸謝金	30,000円
			地代	10,000円
			食糧費	14,580円
			保険料	1,510円
			印刷製本費	13,200円
（予算額 130,000円）				

(14)

事業名	健康推進事業（冬の町民健康づくり活動）	
事業内容	山本町4地区の住民交流を深めるとともに、健康の保持増進を図り、健康寿命を延ばすことを目的とし、寒い時期の健康づくり活動として推進隊山本理事長杯「新春初打ちグランドゴルフ大会」を実施した。 「立春ペタンク大会」はコロナウイルス対策のため中止になった。	
実施日時	各年1回	
実施場所	山本町ふれあい公園	
参加者・受益者	山本町民（延人数 45人）	
役務提供者	会員、事務局（実人数 4人） （※延人数 49人）	
決算額	収入額	支出額
	内訳	内訳
	※別会計として事業を実施	

(15)

事業名	自主防災会支援事業（防災研修会・防災講演会）	
事業内容	今年度は「防災研修会」「防災講演会」はコロナウイルス対策のため中止になった。危機管理課防災指導員を迎え、「安全部会研修会」を開催した。	
実施日時	11月16日	
実施場所	山本支所2階会議室	
参加者・受益者	山本町民	
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 10人） （※延人数 10人）	
決算額	収入額	支出額
	内訳 受取交付金	内訳 新聞図書費
	（予算 76,000円）	

(16)

事業名	危機管理事業（災害に強いまちづくり「防災訓練」「訓練用資器材貸出」）	
事業内容	消火訓練用消火器と土のう袋スタンドを購入した。土のうスタンドは、土のう作りポスターと共に、神田・河内両分館に設置する。	
実施日時		
実施場所		
参加者・受益者	会員、住民（延人数 人）	
役務提供者	事務局（実人数 1人） （※延人数 1人）	
決算額	収入額	支出額
	内訳 受取交付金	内訳 消耗品費
	（予算 165,000円）	



(17)

事業名	危機管理事業（応急救護所設置）			
事業内容	住民が安心して活動参加でき、推進隊山本のリスク管理に寄与する目的に応急救護所を設置して緊急対策を行った。推進隊山本の行事には、救急箱を持参して対応した。 AED部品使い捨てパッド交換と救急箱補充した。			
実施日時	4/10・18・24 10/10 11/20・21・23 12/11 1/7・10			
実施場所	山本町内			
参加者・受益者	山本町民			
役務提供者	講師、会員、事務局 (実人数 11人) (※延人数 11人)			
決算額	収入額	27,614円	支出額	27,614円
	内訳 受取交付金	27,614円	内訳 消耗品費	27,614円
	(予算 40,000円)			

(18)

事業名	会員研修事業（視察研修）			
事業内容	まちづくりに対する知識の習得のため、勉強会（視察研修）を企画していたが、コロナウイルス対策のため中止になった。			
実施日時	年1回及び単発で研修			
実施場所	研修場所			
参加者・受益者	会員、共催団体会員			
役務提供者	事務局 (実人数 人) (※延人数 人)			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	円	内訳 諸謝金	円
	(予算 300,000円)			

(19)

事業名	人材育成事業（活動参加仕組み作り）			
事業内容	まちづくり活動に参加し易い環境作りとして、会員が気楽に楽しみながら参加できる仕組み作りを継続して実施した。			
実施日時	通年			
実施場所	山本町			
参加者・受益者	会員、住民 (延人数 19人)			
役務提供者	事務局 (実人数 19人) (※延人数 19人)			
決算額	収入額	57,000円	支出額	57,000円
	内訳 受取交付金	57,000円	内訳 諸謝金	57,000円
	(予算 125,000円)			

(20)

事業名	人材育成事業（プチボラ人材派遣活動）			
事業内容	今年度前半は、派遣依頼されていた行事がコロナウイルス感染症対策のため中止になった。後半の宝山湖公園ウオーキング救護員、支所総合消防訓練指導員の派遣を行った。グランドゴルフ大会の運営係の派遣を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	山本町			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 3人）			
役務提供者	事務局（実人数 3人） （※延人数 3人）			
決算額	収入額	9,000円	支出額	9,000円
	内訳 受取交付金	9,000円	内訳 諸謝金	9,000円
	（予算 90,000円）			

(21)

事業名	高齢者サポート事業（元気会送迎支援活動）			
事業内容	今年度は、コロナウイルス対策のため元気会の活動が縮小し、後半は中止になった。			
実施日時	元気会開催日（各地区月1回）			
実施場所	山本町内			
参加者・受益者	元気会会員			
役務提供者	事務局（実人数 人） （※延人数 人）			
決算額	収入額	円	支出額	円
	内訳 受取交付金	円	内訳 業務委託費	円
	（予算 30,000円）			

(22)

事業名	健康推進事業（健康寿命の延伸）			
事業内容	住民の健康寿命延伸のため、ワンネス総合研究所 近井先生のミニ対話・運動を行う予定だが、コロナウイルス対策のため中止した。平成29年度に作成した「健康長寿体操教材本」を近井先生に販売した。			
実施日時	令和3年11月9日			
実施場所	まちづくり推進隊山本			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 人）			
役務提供者	事務局（実人数 人） （※延人数 人）			
決算額	収入額	15,000円	支出額	4,710円
	内訳 事業収益	15,000円	内訳 印刷製本費	4,710円
	（予算 85,000円）			

(23)

事業名	高齢者サポート事業（オレンジカフェ開設準備室）			
事業内容	休止している「オレンジカフェやまもと」が再開される際に支援し、支援スタッフのレベルアップを目指して勉強会を行う予定だったが、コロナウイルス対策のため中止になった。			
実施日時	通年			
実施場所	社会福祉法人愛幸会特別養護老人ホーム優楽荘、研修先			
参加者・受益者	山本町民			
役務提供者	事務局（実人数 〃）			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	円	内訳	円
	（予算 10,000円）			

(24)

事業名	魅力あふれる地域事業（山本どんど焼き）			
事業内容	住民からの要望を受けて、1年の無病息災を祈り、正月で浮かれた人々を現実の世界に戻す役割の地域行事として、山本どんど焼きの名称で開催した。			
実施日時	令和4年1月10日（1月9日準備）			
実施場所	山本町財田川河川敷（祇園橋下流の河川敷）			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 約300人）			
役務提供者	事務局（実人数 12人） （※延人数 312人）			
決算額	収入額	42,168円	支出額	42,168円
	内訳 受取交付金	22,468円	内訳 消耗品費	16,668円
	受取負担金	19,700円	印刷製本費	9,500円
			諸謝金	16,000円
	（予算 50,000円）			

(25) 移譲業務

事業名	公共施設管理			
事業内容	消耗品等の補充、及び農林水産課・健康課と協議して軽微な修繕を行った。			
実施日時	4月～1月			
実施場所	山本町保健センター、老人ふれあいプラザ、山本町農村環境改善センター			
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）			
役務提供者	事務局（実人数 一人） （※延人数 一人）			
決算額	収入額	111,301円	支出額	111,301円
	内訳 受取交付金	111,301円	内訳 消耗品費	107,341円
			修繕費	3,960円
	（予算額 150,000円）			

## (26) 移譲業務

事業名	交通安全			
事業内容	交通安全期間中、山本町内の交差点で交通キャンペーン活動を支援した。9月30日開催予定の「反射材着用啓発街頭大キャンペーン」は新型コロナウイルス対策期となり中止になった。			
実施日時	4月9日(金)・7月5日(月)			
実施場所	長瀬橋交差点			
参加者・受益者	山本町住民他 (延人数 51人)			
役務提供者	事務局、安全運転管理者協議会、交通指導員、交通安全母の会、高齢者交通指導員、交通安全協会、三豊警察署(実人数 51人) (※延人数 人)			
決算額	収入額	7,290円	支出額	7,290円
	内訳 受取交付金	7,290円	内訳 食糧費	7,290円
	(予算額 20,000円)			

## (27) 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会山本支部事務局			
事業内容	4/2役員会、三豊市自治会連合会山本支部総会は書面議決を行った。広報「みとよ」等配布手配に関するを行った。(月末前日)			
実施日時	4~9月			
実施場所	—			
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (※延人数 6人)			
決算額	収入額	300,000円	支出額	300,000円
	内訳 受取交付金	300,000円	内訳 支払助成金	300,000円
	(予算額 300,000円)		5,000円×60自治会	
	※三豊市自治会連合会山本支部(別会計)として事業を実施			

## (28) 移譲業務

事業名	三豊市地区衛生組織連合会山本支部事務局			
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会山本支部に関する事務を行った。(役員会、総会、クリーン作戦ごみ袋配布、ダンボールコンポスト受付配布等)			
実施日時	通年			
実施場所	山本町内			
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (※延人数 12人)			
決算額	収入額	一円	支出額	一円
	※三豊市地区衛生組織連合会山本支部(別会計)として事業を実施			

(29) 移譲業務

事業名	その他の移譲業務		
事業内容	グリーンパトロールの窓口、イベント用品貸出しに関する事務等を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	山本町内		
参加者・受益者	山本町住民		(延人数 一人)
役務提供者	事務局		(実人数 2人) (※延人数 12人)
決算額	収入額	円	支出額 円
	内訳 受取交付金		内訳 円

※延人数の積算 = (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載

総会、代議員会、理事会等の開催状況

会 議 名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本通常総会		
開 催 日 時	令和3年 4月20日 19時～20時15分	出席状況	17人 (委任状39人)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和2年度事業報告・決算報告について 第3号議案 令和3年度事業計画（案）・収支予算（案）について 第4号議案 役員選任について 第5号議案 中期活動計画（案）について		

会 議 名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 4月7日 19時～20時40分	出席状況	理事 9人 監事 2人 (委任状1通)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について 第3号議案 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 第4号議案 任期満了に伴う役員改選について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 6月16日 19時～20時	出席状況	理事 9人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 役員の報酬及び費用弁償について 第3号議案 令和4年度事業計画（案）作成について 第4号議案 新型コロナウイルス感染時の対応について 第5号議案 活動結果報告について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 7月27日 19時～20時30分	出席状況	理事 8人 (委任状1通) 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 第一四半期会計報告について 第3号議案 令和4年度事業計画（案）について 第4号議案 各種規程の整備について 第5号議案 ふるさと納税返礼品の選定について 第6号議案 相続対策勉強会の開催について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 9月27日 19時～21時	出席状況	理事 9人 (委任状2通) 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和4年度事業計画/予算(案)について 第4号議案 ふるさと納税返礼品の選定について 第5号議案 相続対策勉強会の開催について 第6号議案 役員報酬及び費用弁償に関する規程について 第7号議案 どんど焼きの事業実施について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 10月29日 19時～20時30分	出席状況	理事 5人 (委任状3通) 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和3年度上半期会計報告について 第4号議案 令和3年度活動提案書(案)について 第5号議案 各種規程の整備について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 12月10日 19時～20時30分	出席状況	理事 8人 (委任状1通) 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和3年度事業計画実施について 第4号議案 各種規程の整備について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和4年 2月24日 19時～20時30分	出席状況	理事 6人 (委任状3通)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 第三四半期会計報告について 第4号議案 令和3年度事業計画実施について 第5号議案 各種規程の整備について 第6号議案 令和4年度事業計画について 第7号議案 理事について		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和4年 3月14日 19時～20時	出席状況	理事 8人 (委任状1通)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 事務局員の雇用について 第3号議案 活動結果報告について 第4号議案 令和3年度事業計画予算変更について 第5号議案 令和4年度事業計画（案）について 第6号議案 各種規程の整備について		

会 議 名	第9回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和4年 3月28日 19時～20時	出席状況	理事 8人 (委任状1通)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和3年度事業報告について 第4号議案 令和4年度事業計画/予算（案）について 第5号議案 各種規程の整備について 第6号議案 令和4年度総会について		



様式第18号(第12条関係)


決算監査報告書


法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
代表者氏名 理事長 白川 良三 様

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和4年4月8日

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

監事 岩本忠博 

監事 秋山昇裕 

これは、決算監査報告書の原本に相違ありません。  
香川県三豊市山本町辻333番地1  
特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
理事長 白川 良三



# 決算報告書

第 10 期

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1



# 財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
全事業所

[税込] (単位:円)  
令和 4年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金	30,000
普通 預金	<u>1,137,651</u>
現金・預金 計	<u>1,167,651</u>

流動資産合計

1,167,651

### 【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	34,393
車両運搬具	1
機械及び装置	132,025
什器 備品	<u>233,320</u>

有形固定資産 計

399,739

固定資産合計

399,739

資産の部 合計

399,739

1,567,390

## 《負債の部》

### 【流動負債】

前受交付金	1,075,507
預り金 (源泉所得税)	<u>26,631</u>

流動負債 計

1,102,138

負債の部 合計

1,102,138

正味財産

465,252

# 活 動 計 算 書

〔税込〕（単位：円）

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	129,700	
受取交付金	9,524,493	9,654,193

【事業収益】

事業 収益		20,324
-------	--	--------

【その他収益】

受取 利息		19
-------	--	----

経常収益 計

9,674,536

【経常費用】

【事業費】

（人件費）

人件費計	0	
------	---	--

（その他経費）

諸 謝 金（事業）	118,000	
印刷製本費（事業）	263,610	
通信運搬費（事業）	1,150	
消耗品 費（事業）	548,822	
食 糧 費（事業）	43,230	
修 繕 費（事業）	3,960	
地代 家賃（事業）	30,000	
賃 借 料（事業）	6,000	
減価償却費（事業）	113,604	
保 険 料（事業）	7,044	
新聞図書費（事業）	48,400	
支払助成金	300,000	

その他経費計

1,483,820

事業費 計

1,483,820

【管理費】

（人件費）

給料 手当	5,648,732	
役員 報酬	664,000	
役員議事報償費	258,000	
法定福利費	866,453	
福利厚生費	14,300	
人件費計	7,451,485	

（その他経費）

印刷製本費	85,323	
会 議 費	41,310	
研 修 費	2,000	
車両燃料費	20,377	
通信運搬費	275,315	
消耗品 費	138,718	
水道光熱費	36,100	
減価償却費	172,062	
保 険 料	113,560	

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

リース料	104,976	
租税公課	4,600	
業務委託料	14,813	
支払手数料	110	
その他経費計	1,009,264	
管理費計		8,460,749
経常費用計		9,944,569
当期経常増減額		△270,033
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△270,033
当期正味財産増減額		△270,033
前期繰越正味財産額		735,285
次期繰越正味財産額		465,252

# 損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
全事業所

[税込] (単位:円)  
自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

## 【経常収益】

### 【受取助成金等】

受取負担金 129,700  
受取交付金 9,524,493

### 【事業収益】

事業収益 20,324

### 【その他収益】

受取利息 19

経常収益計

9,674,536

## 【経常費用】

### 【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

諸謝金(事業) 118,000

印刷製本費(事業) 263,610

通信運搬費(事業) 1,150

消耗品費(事業) 548,822

食糧費(事業) 43,230

修繕費(事業) 3,960

地代家賃(事業) 30,000

賃借料(事業) 6,000

減価償却費(事業) 113,604

保険料(事業) 7,044

新聞図書費(事業) 48,400

支払助成金 300,000

その他経費計 1,483,820

事業費計

1,483,820

### 【管理費】

(人件費)

給料手当 5,648,732

役員報酬 664,000

役員議事報償費 258,000

法定福利費 866,453

福利厚生費 14,300

人件費計 7,451,485

(その他経費)

印刷製本費 85,323

会議費 41,310

研修費 2,000

車両燃料費 20,377

通信運搬費 275,315

消耗品費 138,718

水道光熱費 36,100

減価償却費 172,062

保険料 113,560

# 損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
全事業所

[税込] (単位:円)  
自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

リース料	104,976	
租税公課	4,600	
業務委託料	14,813	
支払手数料	110	
その他経費計	<u>1,009,264</u>	
管理費計		<u>8,460,749</u>
経常費用計		<u>9,944,569</u>
当期経常増減額		<u>△270,033</u>
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>△270,033</u>
当期正味財産増減額		<u>△270,033</u>
前期繰越正味財産額		<u>735,285</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>465,252</u></u>

## 全 役 員 名 簿

(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	白川 良三	三豊市山本町河内3157番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
副理事長	田淵 暁	三豊市山本町大野2030番地2	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
副理事長	近藤クミ子	三豊市山本町神田1459番地4	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
理事	永田 剛之	三豊市山本町辻3426番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	なし
理事	細川 恵美子	三豊市山本町河内1310番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	なし
理事	獅々堀 英明	三豊市山本町河内139番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	なし
理事	高橋 寛栄	三豊市山本町大野2706番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	なし
理事	山地 好信	三豊市山本町大野122番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	なし
理事	近藤 雅春	三豊市山本町神田959番地3	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	なし
理事	岩倉 道夫	三豊市山本町神田2960番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	なし
理事	片桐 淳一	三豊市山本町神田3991番地2	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	なし
監事	岩本 忠博	三豊市山本町河内1000番地8	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
監事	秋山 章裕	三豊市山本町辻1914番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日



# 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
  - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能



(3) 一般会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	等
副理事長	圖子	鎮雄
副理事長	近藤	雅春
理事	岩倉	道夫
同	中西	克人
同	永田	剛之
同	藤原	啓子

同	藤田 穂
同	藤川 香織
同	小野 洋二
同	高橋 寛栄
同	森 善四郎
同	近藤 クミ子
同	岩本 忠博
監事	秋山 章裕
同	白川 晶弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは、当法人の定款である。

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理 事 長 白 川 良 三 ㊞

